

令和7年度 こどもを支える地域づくり支援事業要綱

1 目的

本事業は、那珂市内におけるこどもの居場所やこども食堂、こどもを支援する活動などを行う団体に対して、助成金を交付することで、住民が主体となってこどもを支える地域づくりを推進することを目的とする。なお、本事業は、令和6年度から開始し3年を目処に事業の見直しを行う。

2 対象団体

対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、政治的活動及び宗教活動を目的とする団体は対象外とする。

(1) 対象となる活動が非営利であること

(2) 対象となる活動が半年以上継続的に行われていること

(令和7年10月時点)

(3) こども食堂応援事業助成金は、現在那珂市の「こども食堂ネットワーク」に参加し、すでに活動が把握されているこども食堂であること。

(4) こども支援活動応援事業助成金は、市内を拠点とするこどもを対象とした支援活動を非営利で行っている組織・団体（法人の有無は問わない）であること。

3 対象事業

対象事業は、こどもの支援を目的とした事業で、次に掲げる事業とする。

(1) こどもの居場所づくり（こども食堂・遊びの場・学習支援など）

(2) 生活困窮世帯やひとり親世帯などへの食糧支援（フードパントリーなど）

(3) 社会的孤立状態（低所得、不登校など）にあるかたの学習支援

なお、以下の事業及び経費については対象外とする。

(4) 行政や他の団体から助成を受け、費用的に充足している事業

(5) 企画・運営を包括的に他の団体等に委託した事業

(6) 公序良俗に反する団体、反社会的行為につながる事業

(7) 人件費及び宿泊のための経費並びに団体内部の研修及び親睦のための経費

(8) 他団体からの助成金と重複する経費

(9) その他、本会が対象外と認める事業及び経費

4 対象事業経費等

助成事業の種類及び助成対象となる限度額並びに経費は別表1のとおりとする。

※令和7年10月から翌3月までに実施される事業にかかる経費とする。

5 助成金の申請

この要綱による助成を利用しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、こどもを支える地域づくり支援事業助成金申請書（様式第1号）を提出しなければならない。なお、申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の活動が分かる書類（※こども支援活動応援事業のみ）
 - ①法人・団体概要書（または事業のチラシ・パンフレット）
 - ②活動者名簿
 - ③団体の決算書・予算書

6 申請期間

こども食堂応援事業助成金 9月22日（月）～10月24日（金）
こども支援活動応援事業助成金 9月22日（月）～11月 7日（金）

7 助成金の交付

助成の申請を受理したときは、申請受付期間終了後に内容を審査し、可否について申請者に対し通知する。決定後、社会福祉協議会瓜連本所窓口にて現金で交付を行うものとする。

8 交付決定の取消

交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定を取消することができる。なお、既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金辞退の申し出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

9 事業報告

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後30日以内又は助成金の交付決定に係る会計年度終了後14日以内のいずれか早い日に、事業報告書（様式第4号）を提出しなければならない。事業報告書を提出する際は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 実施報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 事業の実施状況等が分かる写真、参加者を募るチラシ及びその他実施実績を示す書類並びに領収書の写し等

10 事業の周知

本事業により助成を受けた活動については、活動対象者のプライバシーが保護される範囲で、本会広報やホームページ等の広報媒体において周知を行う。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日より施行する。

別表第1（第4条関係）

助成金の種類	限度額（1団体につき）	助成金対象経費
こども食堂応援事業	50,000円	食材費、光熱水費、消耗品費、賃借料・会場借上料、印刷製本費、保険料、諸謝金、通信運搬費、保菌検査費、講習受講料、事業運営に必要と認められる経費
こども支援活動応援事業	50,000円	

※こども支援活動応援事業は最大6団体を助成する